

議案第 24 号

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 26 年日出町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条を次のように改める。

第 28 条 削除

第 5 2 条及び第 5 3 条第 3 項中「及び第 2 5 条から第 3 5 条まで」を「、第
2 5 条から第 2 7 条まで及び第 2 9 条から第 3 5 条まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正したいので提出する。